

## **第2 愛知県・静岡市・福岡市における**

### **里親委託と特別養子縁組の推進状況**

# I. 愛知県における里親委託と特別養子縁組の推進状況

## 《 推進状況のポイント 》

- ☆予期しない、望まない出産について妊娠中から相談を受けて、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に先駆的に取り組んでおり、地域における制度周知や関係機関との連携強化を推進している。
- ☆児童相談所が県の事業として里親サロンを積極的に開催し、里親の身近な支援機関として委託後も継続的に支援している。

## 1. 愛知県における子どもへの相談支援の状況

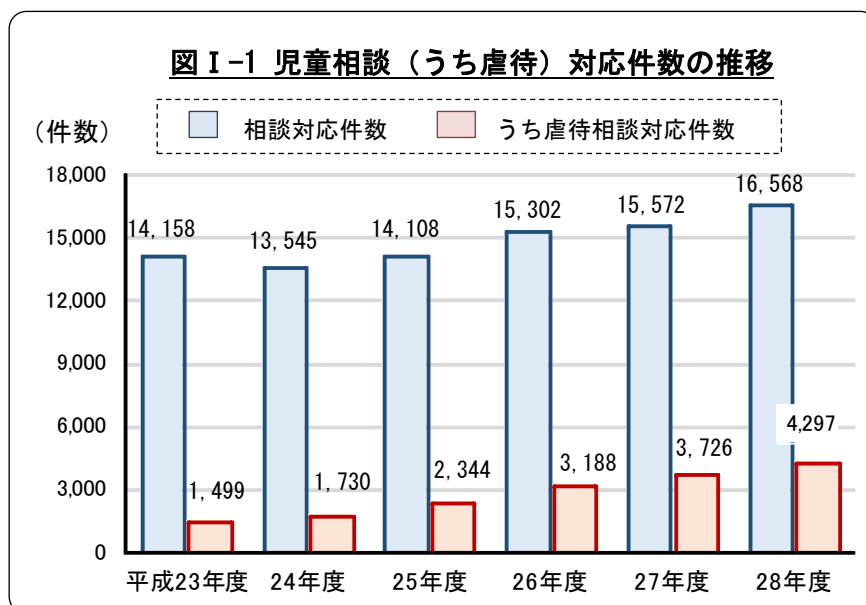
### (1) 児童相談への対応状況

愛知県は人口7,483千人で、県民の平均年齢は44.3歳と全国で沖縄県に次いで若く、児童数（18歳未満）は1,246千人<sup>1</sup>である（平成27年国勢調査）。

同県の児童相談事業では名古屋市を除く愛知県全体を管轄し、県内計10か所の児童・障害者相談センターと児童相談センターにおいて相談に対応している。

児童に関する電話相談窓口については、平成元年から電話相談員を配置し「子ども・家庭110番」（平日9時～17時受付）として運営をしている。県内における児童相談への対応件数は図I-1のとおり平成24年度以降増加しており、28年度は16,568件に上った。このうち虐待相談は4,297件で、警察と家庭裁判所からの通報によるものが2,604件と6割を占めている。

養護相談対応において児童福祉司が安全確保などのため一時保護を行った児童数も次ページの表I-1のとおり年々増加しており、平成28年度は1,663人となった。このうち虐待によるものは936人であるが、虐待による子どもへの影響調査や虐待者への指導対応、身近なところに支援者のいない家庭環境などから児童への支援方針を決定するまでに時間を要しており、平均27.1日を一時保護所などで過ごしている。



<sup>1</sup> このうち名古屋市の人口は2,295千人、児童数は342千人である。以下、名古屋市を除いた愛知県ベースで報告する。

また、平成 28 年度は虐待相談への対応として 173 人の児童について、表 I-2 のように施設入所や里親委託などの支援が行われている。

この結果、平成 28 年度末時点で社会的養護を受けている児童の状況は、図 I-2 のとおり家庭養護が 169 人（里親委託 129 人・ファミリーホーム委託 40 人）、施設養護は 993 人（乳児院入所 84 人・児童養護施設入所 909 人）となり、里親等委託率は 14.5%となっている。

愛知県の里親等委託率は全国平均（2 ページ参照）と比べて低く、平成 27 年に作成された「あいち はぐみんプラン 2015-2019」においても平成 31 年度の里親等委託率の目標値は 15.7%とされている。

しかしながら、同県では特別養子縁組を前提とした新生児里親委託などに先駆的に取り組んでおり、昭和 57 年から平成 28 年度までに 211 人の養子縁組成立の実績<sup>2</sup>を有している。

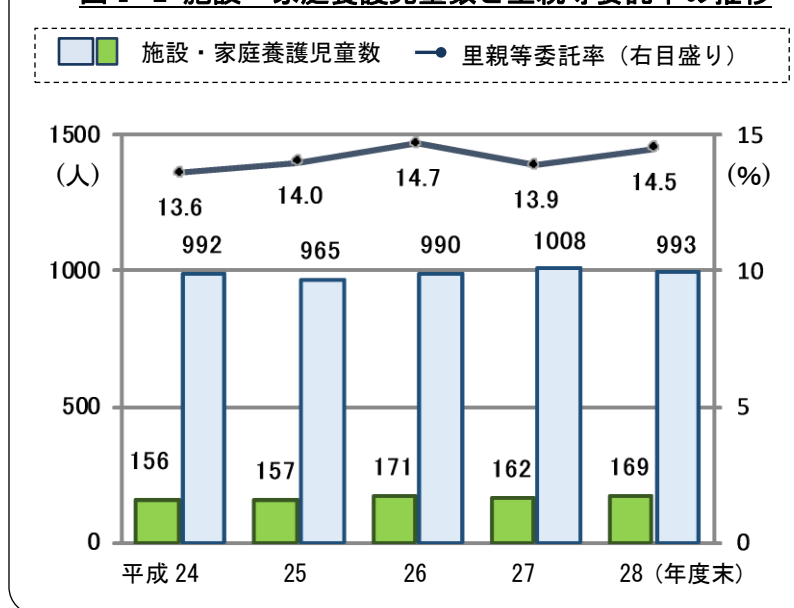
表 I-1 一時保護児童数の推移

	一時保護児童数(人)	うち虐待による	その他
平成23年度	1,167	605	562
24年度	1,392	668	724
25年度	1,394	683	711
26年度	1,467	834	633
27年度	1,466	877	589
28年度	1,663	936	727
	(平均日数)	(27.1 日)	(20.1 日)

表 I-2 児童への支援状況（平成 28 年度）

児童数合計(人)	児童養護施設	乳児院	里親委託	児童心理治療施設	その他
173	89	26	22	12	24

図 I-2 施設・家庭養護児童数と里親等委託率の推移



（「福祉行政報告例」（厚生労働省）に基づきアフターサービス推進室作成。  
 なお、里親等委託率は「家庭養護児童数 ÷ 施設・家庭養護児童数合計」）

## （2）新生児里親委託（いわゆる「愛知方式」）の概要

### ア 取組の経緯

同県の児童・障害者相談センターと児童相談センター（以下、合わせて「児童相談センター等」という。）では、予期しない、あるいは望まない妊娠をした母親の妊娠中から相談を受けて、特別養子縁組を前提とした新生児（生後 4 週間に満たない乳児）里親委託に、昭和 62 年から取り組んでいる。できるだけ早く永続的な家庭で養育す

<sup>2</sup>（特別）養子縁組の成立実績は、里親等委託率には算入されない。

ることが子どもの健やかな成長や発達に有効と捉えており、同県の（元）刈谷児童相談センター長であった萬屋育子氏<sup>3</sup>などが愛知県産婦人科医会の先駆的な取組を参考として培ってきた。

また、子ども虐待による死亡事例の中で0歳児の割合が最も高い<sup>4</sup>ことにみられるように、妊娠中の母体に安心感を与えて胎児の安定を図るとともに養育放棄や新生児遺棄事件を防止することも目的としている。

### イ 新生児里親委託（いわゆる「愛知方式」）のメリットと成立状況

通常は、新生児期に子どもの病気や障害の有無を把握できないことから、概ね1～2歳になるまでは乳児院で養育し、様子を見て里親に委託する事例が多い。

しかし、同県では、以下の3点のメリットを考慮して産婦人科病院や市町村保健センターなどからの情報に基づき、生まれる前から児童相談センター等が子どもに関わり、妊娠中から出産までの短期間に特別養子縁組を前提とした里親を決定している。

- ① 新生児が生まれた直後から特定の大人と愛着関係を育むことができる。
- ② 妊娠中の実母が安心して出産を迎えることができる。
- ③ 里親は自然に親子関係を築くことができる。

そして、実親とも面接を重ねて意思を確認した上で、里親が性別を問わず、障害の可能性を含めて受け入れる新生児里親委託<sup>5</sup>を推進している。里親が産婦人科病院に通ったり、泊まり込んで育児トレーニングを行うことも多く、乳児院などを経ずに直接、病院から新生児を引き取っている。児童相談センター等では、生まれてくる子どもの利益を最優先するとともに実親の親権を尊重するよう里親に厳しい条件をつけている。

また、短期間のうちにきめ細かな対応が必要となる取組であることから担当者間で留意点やノウハウの共有化を図っている。

特別養子縁組を前提とした新生児里親委託は、40歳を目安とする年齢までの里親を対

表 I-3 新生児里親委託の成立状況

(年度)		平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28	合計
総数 (人)		12	10	12	14	14	62
委託 時期 (日 齢)	0～5日	7	3	8	5	4	27
	6～10日	3	2	1	6	5	17
	11～15日	1	2	1	1	1	6
	16日以上	1	3	2	2	4	12
里親が命名		12	8	12	12	13	57

(※妊娠中や出産直後から取組を始めたものの、里親の都合により委託が生後4週間を超えた場合を含む。)

<sup>3</sup> 現在は特定非営利活動法人CAPNA理事長。

<sup>4</sup> 平成15年7月1日～28年3月31日までの調査では、心中以外の子ども虐待による死亡数678人のうち313人(46.1%)が0歳児、さらにこのうち124人が生後0日の嬰兒である。「子ども虐待による死亡事例等の検証結果等について(第13次報告)」(社会保障審議会児童部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会)による。

<sup>5</sup> 平成23年3月に厚生労働省からの通知「里親委託ガイドライン」において「新生児里親委託の実例例について(愛知県における取り組み例)」として、事例や手順などが紹介された(雇児発0330第9号平成23年3月30日厚生労働省)。

象に進められており、平成 24～28 年度では表 I-3 のとおり累計 62 人の新生児里親委託が成立している。このうち 44 人は生後 10 日以内に委託されており、さらに 57 人については里親が命名<sup>6</sup> をしている。また、上記に加えて新生児以外の 6 歳までの児童を対象とする特別養子縁組についても、毎年度、新生児里親委託とほぼ同数が成立している。

同県における登録里親数の推移は表 I-4 のとおり、平成 24 年度 302 人から 28 年度は 374 人に増えているが、このうち 226 人が養子縁組を希望する里親として登録をしている。

**表 I-4 登録里親（里親内訳）数の推移**

（年度末）	平成 24	平成 25	平成 26	平成 27	平成 28
登録里親（人）	302	306	314	344	374
養育里親	296	271	293	293	348
専門里親	22	25	24	24	24
親族里親	2	3	2	2	2
養子縁組	152	175	176	206	226

（※重複登録あり。「福祉行政報告例」厚生労働省）

### （3）児童相談センター等の体制強化

同県では、このような児童相談への対応状況を踏まえて、児童相談センター等の担当者について 2～3 年のジョブローテーションを行う中で、人員体制の強化を進めてきた。里親委託業務の専任者としては里親委託等推進員（非常勤）を 2 人配置しており、里親制度の普及啓発や里親リクルート、児童とのマッチング、里親への研修などを担当している。

また、平成 29 年度は児童心理司やスーパーバイザーなど 16 人の増員を行うとともに、新たに児童福祉司のうち 4 人を里親等専任職として専門性の向上を図っている。



（中央児童・障害者相談センターの様子）

## 2. 里親等委託率向上と特別養子縁組成立数増加のための取組

### （1）里親委託・特別養子縁組についての周知・啓発活動

#### ア 里親委託・特別養子縁組の普及啓発活動

県内児童相談センター等のうち 2 か所に各 1 人配置されている里親委託等推進員は、地域に里親制度を浸透させるとともに、女性の予期しない、望まない妊娠などについて

<sup>6</sup> 里親が命名した名前に基づき、実親が出生届を提出する。

て産婦人科病院、市町村保健センター及び学校などと早期発見・早期対応のネットワークづくりを進めている。愛知県助産師会や市町村保健師協議会、主任児童委員など関係団体の会議・研修会の機会を利用して里親委託などの制度内容と児童相談センター等が相談窓口であることを説明している。特に職務上、出産に携わる一方で不妊に関する相談を受けることもある助産師への情報提供に力を入れており、説明とともにリーフレット配布を依頼している。リーフレットは不妊治療を行う産婦人科病院でも配布しやすいよう工夫しており、総合病院や医療センター、助産師養成機関などを個別に訪問、説明して依頼することもあるという。

また、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託についての説明では、児童相談センター等が妊娠中から相談を受けて毎年10人を超える成立実績があることを伝え、単なる制度案内としてではなく、すでに身近なところで活用され新生児遺棄事件などの防止に有効な制度であることを周知している。

児童相談センター等として緊密なネットワークを構築するために、年度ごとに市町村を選定して集中的に関係団体を訪問することもあり、当該地域の産婦人科病院や小児科医院にリーフレットを常備してもらうなどの実績も挙がっている。



(活用しているリーフレット(抜粋))

## イ その他の里親委託・特別養子縁組の普及啓発活動

### (ア) 市町村と連携した周知・啓発活動

同県では市町村と共催して愛知県里親会連合会などとの協力の下、ショッピングセンターやイベント会場、街頭などでパネル展示やリーフレット配布などによる里親制度に関する周知・啓発活動を実施している。

### (イ) 里親体験発表会の開催

里子の養育や特別養子縁組の経験のある里親がこれまでの体験について講演し、合わせてパンフレットによる里親制度の説明を行っており、平成28年度は9回実施、延べ407人の参加者があった。

## (2) 里親委託・特別養子縁組支援業務の推進について

### ア 県事業としての里親サロンの開催

同県では、里親委託においては里親子の関係性の不調から委託解除を招くことを最も防止したい事態と捉えており、委託後の里親子への支援に力を入れている。

平成16年から児童相談センター等が「里親養育相互援助事業」として里親サロンを積極的に開催・運営し、里親に対する支援と緊密な関係づくりに取り組んできた。毎月2回、9か所の児童相談センター等を会場として、養育里親と特別養子縁組の成立

した里親との合同で開催しており、平成28年度は233回、延べ1,997人が参加した。

児童相談センター等では里親サロンの開催を里親支援の核となる業務と捉えており、養育里親のみならず、養子縁組が成立した里親に対しても里親登録と里親サロンへの参加を続けることを勧めている。頻回に開催する里親サロンを通じて、里親委託後あるいは養子縁組成立後の里親子の状況を身近なところで継続的に把握できるため、時宜を得たサポートが可能となっている。また、児童相談センター等とあらゆる里親がそれぞれに隔たりのない関係づくりを目指しており、養子縁組の成立した里親が養育里親との交流をきっかけに、さらに社会的養護として里子を短期間受け入れるといったことも多いという。

報告書の作成に当たり、里親サロンの実施状況を訪ねたところ、参加者が持参した昼食を囲みながら交流する形式で、里親サロンのコーディネーターと託児員（非常勤）各1名<sup>7</sup>が気軽に情報交換や相談のできる雰囲気づくりをしていた。子どもたちも顔なじみとなっており、里親担当者や里親委託に関わった児童福祉司や児童心理司が参加して、里親たちと家庭内での出来事を共有しながら傍らで遊んでいる子どもたちを見守っていた。

なお、県内には6つの地区里親会があり、それぞれ自主的な里親サロン（時には父親サロン）を年3回程度、開催しており、養育に関する研修会や講演会などの企画・実施も行っている。

## イ 状況に応じた児童心理司による里親子への委託後支援

様々な子どもの育ちを観察・分析してきた児童心理司が、状況に応じて里親家庭を訪問し、支援を行っている。里子は虐待などによる影響を受けていることが多いため、里親に反抗するなどの行動が子どもの発達過程によく起こる行動なのか、想定された「試し行動」、あるいは問題行動なのかを見立てた上で、対処する必要がある。児童心理司は里親に対して問題行動などが現れる状況を分析して対処方法を伝えたり、里子の気持ちを理解して関わり方を変えるよう指導を行う。

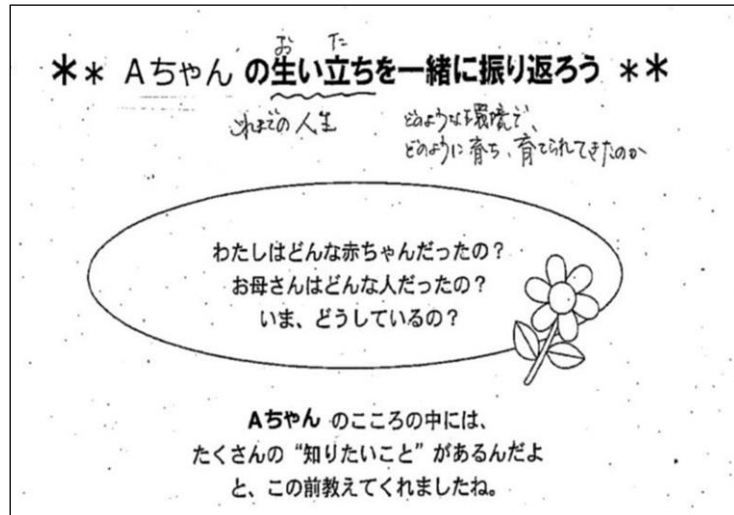
また、里親委託後の支援は里親に限らず、里子に対しても重要である。里親家庭では、子どもが急に「わたしはどうしてここに居るの」と尋ねることがあるという。里子の中には過去を封印してしまったり、生い立ちを自分なりに解釈して「悪い子だったから預けられた」と自己肯定感を損なっていることもある。

そんな時にも児童心理司が児童相談センター等で保存している記録などから出産直後の写真や子どもの頃の絵など過去を知る手掛かりと一緒に整理して、子どもが生い立ちにきちんと向き合えるよう支援をしている。実親が抱えていた課題や祖父母や兄弟との関係など置かれていた状況も明らかにしてブックにしてまとめ、子どもがいつでも見ることのできるよう提供している。このようなライフストーリーワーク<sup>8</sup>は、

<sup>7</sup> 里親サロンは、コーディネーターと託児員（ともに非常勤）が中心となって運営している。

<sup>8</sup> 「Life Story Work」。

子どもの過去を形づくり、現在とつなげることによりアイデンティティを築き上げ、未来の自分を描くことができるよう開発された技術で、人生を再構築するための力を生み出すものである。



(児童心理司の作成したライフストーリーワーク (ブック抜粋))

## ウ その他の里親支援制度

里親の急な外出時や養育の息抜き休暇取得のために児童をほかの里親に一時的に預かってもらうレスパイト・ケアを実施している。制度として原則、年間7日まで利用が可能で、平成28年度は延べ68回・134日の利用があった。

また、養育中の里親の体調不良や急用時などに家事や育児負担を軽減するために里親ヘルパーを派遣する制度(里親養育援助事業)を実施しており、平成28年度は78件、延べ232時間の援助実績があった。



### (3) 特別養子縁組成立里親へのインタビュー

特別養子縁組を前提とする新生児里親委託などにより親子となった2家族に現在の子育ての状況や里親委託の経験を通じての気づきなどについて、インタビューを行った。

#### ア 2歳児と新生児を特別養子縁組で受け入れたAさんご夫婦

##### ① 子どもを受け入れるまでの経緯など

不妊治療に取り組んでいたが、妻の精神的・肉体的な負担感が大きくなり、次第に夫とともに特別養子縁組を選択肢として考えるようになった。乳児院から2歳児を、さらに3年後特別養子縁組で新生児を迎えて命名もした。

##### ② 子育てについて

- ・2歳からと新生児からの2人を養子縁組して子育て中であるが、経験した養育状況は全く異なっている。
- ・2歳児では既に自我ができていたので、親として子どもが思っていることをうまく感じ取れず、すれ違いが生じやすい。一方、新生児からの子育てでは子どもの自我を育み愛着関係を築けるので、コミュニケーション上のストレスが生じることはなく、親としての成長も実感できた。
- ・2歳から受け入れた当初から子どもに心の安定感・安心感が培われておらず、戸惑うことが多くあった。「夫を拒絶」「過食」「6歳になっても寝る前に抱っこ」をはじめとする試し行動、赤ちゃん返り、「一人でじっと待てない」など不安定な言動が多くみられた。2人の子育てを通じて、生まれた直後から特定の大人がいつも要求に応えることによる愛着関係形成の有無が子どもの心に及ぼす影響を実感している。

##### ③ 里親希望者に対するアドバイス

- ・不妊治療に行き詰まった結果、特別養子縁組を希望する里親は最初、「子どもが欲しい」「子育てがしたい」と登録に向かう。しかし、事前研修などを通じて社会的養護の考え方や子どもの愛着障害などについて理解が進むに伴い、育児経験がないだけに「本当に自分にできるだろうか」と不安が増してくる。このため、専門職や里親仲間に支えてもらえるという安心感なしに一步を踏み出すことは難しいと思う。特に養子縁組成立後は、定期的な訪問支援を受けることができないので、自分たちだけで対応しようとするのではなく、里親サロンなどに積極的に参加して、孤立しない状況を自らつくるよう心掛ける必要がある。

##### ④ 周りや地域の人へ

近所や親しい人に養子縁組について伝えると「凄い」「大変ですね」といった反応が多いが、自分たちは特別なこととは考えておらず、一般的な家庭として普通に暮らしている。特別養子縁組や里親制度のことがより多くの人に浸透し、もっと自然に受け入れてもらえるようになればよい。

##### ⑤ 子どもに対して伝えたいこと

生まれながらに背負った事情はあるけど、一緒に背負っていくので大丈夫。うちに来てくれてありがとう。

## イ 新生児を特別養子縁組で受け入れたBさんご夫婦

### ① 子どもを受け入れるまでの経緯など

- ・夫婦ともに特別養子縁組で子どもを迎えたいという気持ちであった。WEB上で信頼できる情報や相談窓口を探し、公的な機関で事前研修なども整備されていることなどが分かり、児童相談所にたどり着いた。里親登録前研修では、夫婦で一緒に講義を受け、乳児院での実習もあり、子育てに対する不安が少しずつ取り除かれていった。
- ・子どもの出産1か月前に紹介があり、当日、性別なども判って命名をしたような次第で、準備が慌ただしかったが、法改正※を受けて特別養子縁組を理由とした育児休暇を取得し、対応することができた。

### ② 子育てについて

- ・父親としての事前研修を受けたので、単独で実子を育てるよりも心構えができていたように感じる。
- ・養子縁組成立までは定期的な訪問支援を受けられた。その後は、里親サロンへの参加などを通じて必要に応じて相談をすることになると思うが、1歳を迎える現在まで特に困ったことは生じていない。
- ・里親サロンでは、ほぼ2週間に1度のペースで交流できるので安心で、情報交換や相談のできる体制は心強い。離乳食の研修などこれからの育児スケジュールに沿って、事前準備ができるので、助かっている。
- ・子ども同士もすぐに顔見知りになれて、ほかの子どもの育ちをみて自分の子どもに照らし合わせてみたり、同じ経緯をたどった親として遠慮なく話を交わすことができる。
- ・(自身の経験からは)特別養子縁組を希望するのであれば、新生児委託を受けることが望ましいと思う。



### ③ 周りや地域の人へ

- ・周りの全ての人に詳細を説明していないので、一部の人からは経緯を推測され、特別扱いされているように感じることもある。現在、特別養子縁組や里親に関する制度の詳細が広く「見える化」されていないので、見えない部分が人それぞれに解釈され、場合によっては偏見が生み出される。
- ・制度普及のためには、公的機関が「見える化」に取り組む必要があると思う。児童相談所の里親委託に関する取組や運営プロセスが広く知られれば、特別養子縁組や里親がポジティブな制度として捉えられ、暗いイメージや偏見の入る余地はなくなるのではなかろうか。
- ・産婦人科病院には妊産婦とともに不妊に苦しむ女性も通っているという視点を併せもって、情報提供のためのパンフレットなどを整備してほしい。

### ④ 子どもに対して伝えたいこと

健康に育ってくれれば、それだけでいいよ。縁があつてうちに来てくれて、そばにいてくれてありがとう。

※育児・介護休業法の改正(平成29年1月施行)により、特別養子縁組の監護期間(家庭裁判所に正式に認められるまでの試験養育期間)に養子縁組里親に委託されている子について育児休業制度等の対象に追加された。

### 3. 里親委託と特別養子縁組の推進に当たっての課題

中央児童・障害者相談センター、特定非営利活動法人CAPNA<sup>9</sup>（理事長萬屋育子）及び里親委託等推進員とのヒアリング内容に基づき報告する。

#### （1）児童相談センター等における組織づくりの重要性

相談対応件数の急増に伴い、2～3年のジョブローテーションによる組織編成の下で、児童福祉司などが通告を受けた緊急対応から長期間の寄り添い支援が必要となる里親委託・支援まで、ケースごとに一貫して担当することが困難となっている。

また、虐待による影響などが認められる児童への対応や長期間施設入所の年長児童への里親委託などに専門的な人材が求められており、里親委託と支援業務に関する専任者を配置するなど児童相談センター等としての組織づくりが重要となっている。

#### （2）新生児里親委託が必要とされる背景と仕組みについての周知

予期しない、望まない出産など生まれた家庭で暮らすことのできない子どもについて、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託が選択肢の一つとして提供できるよう、社会としての共通認識を変えていく必要がある。

まず、新生児が一日も早く特定の保護者と確かな絆を結び、愛着関係をしっかりと形成することがその後の心身の成長や発達に極めて重要であること、永続的な家庭養護である特別養子縁組が子どもの利益のために望ましいことなどについて広く認識される必要がある。

次に、児童相談センター等では出生後に限らず、生まれる前から子どもに関わって相談を受けるという意識改革をして、地域におけるネットワークづくりに取り組む必要がある。産婦人科病院や保健センター、学校などとのネットワークづくりが不可欠で、中でも出産に携わる助産師には、新生児里親委託の仕組みについて十分に理解してもらうべきである。

県民には、予期しない妊娠で困ったら、生まれてくる子どもをどのように支えるか児童相談所や保健センターなど関係機関に妊娠中から相談してほしい。愛知県内の児童相談センター等では、特別養子縁組を前提とした新生児里親委託に当たり、実親に適切な生活環境を提供するため、18歳未満の妊娠中の女性を里親宅に里親委託することもある。さらに、母子手帳の発行や妊婦健康診査を居住地の自治体で受けるなどの対応も行っている。産婦人科病院が新生児里親委託に伴って社会的入院を了承する事例もあり、地域の関係機関との連携の下で様々な工夫によるサポートができることから、予期しない妊娠・出産に伴う悩みを一人で抱え込まないでほしい。

行政としては、一般的な制度概要などの周知活動を広域で展開するだけでなく、地域を限定した関係団体への集中的な訪問活動や妊娠中から相談ができる体制づくりなどテーマを絞った啓発活動を並行して進めることが効果的であり、周知の仕方を工

<sup>9</sup> 「子どもの虐待防止ネットワーク・あいち」（Child Abuse Prevention Network Aichi）平成7年に設立されたNPO法人で、子どもの虐待相談をはじめ児童相談所職員などを対象とした「赤ちゃん縁組伝達講習会」などの研修事業も展開している。

夫する必要がある。特別養子縁組は、社会的養護の下にあって実家庭への復帰が見込めない子どもに永続的な家庭と家族をつくることができるので、施設入所や養育里親委託に優先して取り組まれるべきである。

また、現在、養子縁組の成立件数は、行政として公式に把握することを求められていない。里親等委託率向上とともに特別養子縁組成立数の増加に取り組むためには、成立数を計上・管理していく必要があるなどの意見があった。

### **(3) 里親委託などに当たっての実親からの同意取得について**

乳児院入所の子どもとの交流は途絶えているものの、里親委託については同意しない実親がみられる。我が国の現行法の下では実親から明確に拒否された場合、児童相談センター等としてたとえ家族再統合の見込みが立たない場合でも里親委託を進めることが困難となる。

については、乳児院入所後一定期間以上、実親が交流してない場合や虐待を理由に施設入所した後、長期的に家庭復帰の見込みが立たない場合などには、児童相談所だけに対応を任せるだけではなく、司法が関与して子どもの利益を優先した里親委託などの措置が実行できるよう、法律上の手当をしてほしいとの要望があった。

### **(4) 実親支援のための施設整備など**

我が国には、児童虐待を引き起こす要因ともなる経済的困窮や精神的不調に陥っている実親や養育知識・経験の乏しい未成年の実親などに子育て支援する施設が不足しているため、整備する必要がある。

また、現在、実親には、施設入所や里親委託に当たり所得に応じて「保護者負担金」が課せられているが、養子縁組に同意した場合、縁組前提の里親委託については免除するよう制度変更をしてはどうかとの意見があった。